空き家を利活用 【空き家・空き地情報バンク】

市内の空き家・空き地について、所有者の方から登録 いただいた情報をもとに市 HP から全国に向けて売却・ 賃貸情報を発信する「敦賀市空き家・空き地情報バンク」 制度があります。

市内の空き家・空き地を所有されている方はバンクへ の登録をぜひご検討ください。登録の手続きなどについ ては住宅政策課までお問い合わせください。



■空き家診断促進事業補助金

空き家診断士が行う、建物の基礎や外壁、雨水侵入部分 のひび割れや劣化状況などの診断費用の補助を行います。

【対象】 敦賀市空き家・空き地情報バンクに売買の登録、 または登録を予定している一戸建て住宅の空き家診断を 行う個人、または宅地建物取引業者

【補助内容】 診断にかかる費用の3分の2(上限3万5千円)

■空き家家財道具等処分補助金

空き家の家財道具などの処分にかかる費用の補助を行いま す。

【対象】 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、また は登録を予定している空き家の家財道具などの処分を行 う個人所有者

【対象事業】 敦賀市一般廃棄物収集運搬許可事業者が行 うもの

【補助内容】 収集・運搬費、特定家庭用機器リサイクル料金、 廃棄処分委託費などにかかる費用の3分の2(上限5万円)

■ 空き家・空き地情報バンク成約奨励金

敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録している一戸 建て住宅が、売買または賃貸借などの成約をした場合に、 奨励金を交付します。

【対象】 対象住宅の空き家・空き地情報バンクの登録者 (契約の相手が3親等以内の親族である場合を除く) 【奨励金額】 仲介手数料の3分の2 (上限5万円)

*1 新婚世帯…婚姻届の受理日から3年を経過しない

子育で世帯…18歳以下の未就労者の子どもと同居 している世帯

- *2 移住者…次のいずれかに該当する方
 - ①現在、県内に住所を有していない方
 - ②県内に住所を有して2年以内の方
 - ③県外から県内の大学などに進学し、県内企業に 就職した場合で、卒業後2年以内の方
- *3 多世帯近居…直系尊族または直系卑属の世帯が、 同一校区内または概ね半径2キロメートル圏内で 別に移住する方。ただし、直系卑属の単独世帯は 除く。
- *4 旧耐震基準住宅…昭和56年5月31日以前に着工 された一戸建て住宅(併用住宅で延床面積の2分 の1以上が住宅の用に供されているものを含む)

※多世帯近居を除く空き家の「購入」または「リフォーム」 は「敦賀市空き家・空き地情報バンク」に登録されて いる一戸建て住宅に限ります。

定住促進住宅改修等支援事業の共通要件

※カーテン・家具などの備品、電化製品の設置、外 構工事などは対象となりません。

※リフォーム補助の対象は20万円を超える工事に限 ります。



■ 移住者・新婚世帯家賃支援事業

【対象】 市営和久野住宅1号棟と2号棟にある特定公共賃 貸住宅*1に入居する子育で世帯*2である移住者*3ま たは新婚世帯*4

【補助内容】 1号棟 30,000円/月、2号棟 25,000円/月 (家賃補助・最大 24 か月間)

- *1 特定公共賃貸住宅…公営住宅の所得基準を超える 方を対象とした住宅
- * 2 子育で世帯…18歳以下の未就労者の子どもと同居 している世帯または夫婦いずれも50歳未満の世帯
- *3 移住者…現在、県内に住所を有していない方、ま たは県内に住所を有して1年以内の方
- *4 新婚世帯…婚姻届の受理日から1年以内の夫婦世帯

敦賀市への定住を支援 【定住促進住宅改修等支援事業】

■ 3世代ファミリー定住支援事業

1 新築住宅取得補助

【対象】 市外にお住まいの子育で世帯*または親世帯 が、同居または近居するために、市内で一戸建て住宅を 取得(新築・購入)する方

【補助内容】 取得金額(土地代除く)の2分の1(上限25万円) ※立地適正化計画の居住誘導区域内で取得し「近居」す る場合は上限30万円

2 住宅リフォーム補助

【対象】 市外にお住まいの子育で世帯*または親世帯 が、同居するために、市内に所有している一戸建て住宅 のリフォームや増築をする方

【補助内容】 対象工事費の2分の1(上限90万円)

*子育で世帯…申請時点で、夫婦いずれもが満50歳未 満の世帯、または夫婦と18歳以下の未就労者である子 どもがいる世帯



■新婚・子育て世帯と移住者への 住まい支援事業

① 空き家の購入補助

【対象】 空き家を購入する新婚・子育で世帯*1、移住 者*2または多世帯近居*3する世帯

【補助内容】 取得金額(土地代除く)の3分の1 (居住誘導区域内…上限 60 万円、居住誘導区域外…上限 30 万円)

2 空き家リフォーム補助

【対象】 次の①または②のいずれかに該当する方 ①購入または賃借した空き家をリフォームする新婚・子育 て世帯*1、移住者*2または多世帯近居*3する世帯 ②空き家のリフォームを行い賃貸する所有者

【補助内容】 対象工事費の3分の1 (居住誘導区域内… 上限 60 万円 居住誘導区域外…上限 30 万円)

③ 旧耐震基準住宅の建替え補助

【対象】 前年度または今年度に解体された居住誘導区域内の 旧耐震基準住宅*4の建替えをする新婚・子育で世帯*1、 移住者*2または新たに多世帯近居*3する世帯

【補助内容】 除却後における一戸建て住宅の建築工 事費の3分の1(上限30万円)

補住敦 宅

木造住宅の耐震化支援 【木造住宅耐震化促進事業】

■木造住宅の耐震診断と補強計画作成

耐震診断の派遣と費用の補助を行います。

● 一般診断法

【対象】 昭和56年5月末までに建てられた一戸建て木 造住宅を自ら居住するために所有されている方

【個人負担額】 10,000円(耐震診断 5,000円、補強計画 5,000円)

2 伝統診断法

【対象】 伝統的構法により建てられた一戸建て木造住宅 を自ら居住するために所有されている方

【個人負担額】 24,200円(耐震診断13,200円、補強計画11,000円) ※診断と計画作成はセットでの申し込みとなります。

※伝統耐震診断法は申し込みの前に、個人負担で古民家 鑑定および床下インスペクション(床下の状態を専門 家が診断する)を別途受ける必要があります。

■木造住宅の耐震改修工事

耐震改修工事にかかる費用の補助を行います。

【対象】 市の耐震診断および補強計画を実施したもので、

- ①または②のいずれかに該当する一戸建て木造住宅
- ①一般診断法による耐震診断の結果、診断評点が 1.0 未 満と判定された住宅
- ②伝統耐震診断法による耐震診断の結果、評価指数が30 を超える住宅

【募集戸数】 上記① 3件、上記② 1件

【補助内容】 上記① 最大 120 万円を補助

上記② 最大 190 万円を補助

(どちらの場合も対象工事費の80%以内)

※昨年度よりそれぞれ20万円増額しています。

人間ドック受診者募集



国民健康保険人間ドック

<対 象>

敦賀市の国民健康保険に加入している30歳から74歳まで の国民健康保険税を完納している方

- ※令和3年4月1日時点で30歳になっていない方、令和4年3月31日までに75歳になる方は対象になりません。
- ※応募時点で国民健康保険に加入していても、受診日に他の健康保 険に加入している場合は、この助成を受けられなくなります。
- <期 問>令和3年6月~令和4年3月(予定)
- <健診機関> 市立敦賀病院、福井県済生会病院
- <検査内容> 各健診機関にお問い合わせください。
- <定員・受診者負担額> 全費用の約4割

(過去5年間、市の実施する人間ドックを受診していない 方は全費用の約2割 ※脳ドックを除く)

※下記の金額は4割負担の場合の金額です。

ドック名	市立敦賀病院		福井県済生会病院	
(定員)	男	女	男	女
1日 (89人)	17,500円	19,000円	17,500円	19,000円
1日+脳(50人)	30,000 円	31,500円	32,500 円	34,000円
2日 (23人)	26,500 円	26,500円	28,000 円	29,000円
2日+脳(30人)	39,000円	39,000円	43,000 円	44,000円
脳 (20人)	18,000 円		19,000 円	

<申込方法>

4月28日(水)(当日消印有効)までに、往復はがきに ①被保険者証の番号(証の右上に記載)②住所 ③氏名 ④生年月日 ⑤年齢 ⑥性別 ⑦電話番号 ⑧希望健診機関 ⑨希望ドック(上記表のドック名から選択)を記入の上、 お申し込みください。(必ず消えないペンで記入) ※応募多数の場合、前年度受診されていない方を優先に抽選

※心暴多数の場合、削年度受診されていない方を優先に抽選 ※必要事項が記入されていない場合、申し込みが無効となることがありますのでご注意ください。

<抽選結果>

受診申込日(5月20日休、21日金)の1週間前をめどに、結果をはがきでお知らせします。(先着順ではありません)

<受診申込>

<u>5月20日休、21日金</u>に、抽選結果番号順に申込受付および受診日の決定を行います。

<u>抽選結果のはがき・国民健康保険被保険者証</u>をお持ちの上、市役所にお越しください。

※当選して受診される方は、特定健康診査は受診できませんのでご注意ください。(市立敦賀病院の脳ドックのみの受診者を除く)

問合せ・申込先

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号 国保年金課 ☎22-8119

後期高齢者人間ドック

<対 象>

後期高齢者医療保険制度に加入している方 (今年度中に加入する方を含む)

<期 間>6月~9月

<健診機関>市立敦賀病院、福井県済生会病院

<検査内容>

- ・心電図 ◆胃カメラ ◆胸部レントゲン
- ◆血液検査(肝機能・脂質代謝・血糖ほか)など
- <定員・受診者負担額>全費用の約4割

ドック名	市立敦賀病院		福井県済生会病院	
(定員)	男	女	男	女
1日 (健診機関 各20人)	17,500円	19,000円	17,500円	19,000円

<申込方法>

4月28日(水)(当日消印有効)までに、往復はがきに

- ①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④生年月日 ⑤性別
- ⑥電話番号 ⑦希望健診機関
- を記入の上、お申し込みください。
- ※応募多数の場合、前年度受診していない方を優先に抽選
- ※必要事項が記入されていない場合、申し込みが無効となることがありますのでご注意ください。

<抽選結果>

受診申込日(5月21日)の1週間前をめどに、結果をはがきでお知らせします。(先着順ではありません)

<受診申认>

<u>5月21日</u>金に健康推進課(健康センター)で、抽選結果番号順に申込受付および受診日の決定を行います。

<u>抽選結果のはがき</u>をお持ちの上、健康推進課までお越しく ださい。

※当選して受診される方は、後期高齢者健康診査は受診できませんのでご注意ください。

<その他>

令和4年度から後期高齢者人間ドック助成の廃止を検討しています。決まりましたら改めてお知らせします。

問合せ・申込先

〒914-0811 敦賀市中央町2丁目16番52号 健康推進課(健康センター) ☎25-5311

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施期間や受診申込日などに変更が生じる場合、また中止となる場合があります。

危険な空き家の除却支援 【老朽危険空き家等除却支援事業】



適切な管理が行われていない空き家の解体を促進するため、老朽化し危険な状態の空き家の除却に要する費用を補助します。

【補助対象建築物】 1 年以上居住または使用されていない状態にある空き家で、次のいずれかに該当する建築物 ①老朽危険空き家であるもの(不良度判定*の合計評点が 100 点以上である建築物)

- ②準老朽危険空き家であるもの(昭和56年5月末以前に 建築され、不良度判定*の構造の腐朽または破損の程 度が25点以上かつ合計評点50点以上の木造建築物)
- *不良度判定は申し込みを受けて市職員が調査・判定を 行います。
- ※所有関係が明確であり、差押えまたは所有権以外の権利設定がされていないものに限ります。

【補助対象者】 老朽危険空き家・準老朽危険空き家の所 有者または相続人など

【補助金額】 ①または②で一定の要件を満たす場合(延べ面積200㎡以上、狭あい道路沿いなど)は、特殊加算を受けられます。

①老朽危険空き家

除却に要する費用の2分の1 (通常補助上限50万円、特殊加算上限50万円)

②準老朽危険空き家

除却に要する費用の2分の1

(通常補助上限 30 万円、特殊加算上限 30 万円)

全体の共通要件

【募集期間】 4月27日似~(予算額に達し次第、受付終了) 【事前着手の禁止】掲載した事業については、交付決定の前に着手したものは対象となりません。(「空き家・空き地情報バンク成約奨励金」を除く)

問合せ・申込先

各支援事業・補助金の詳細については、 住宅政策課にお問い合わせいただくか、 市 HP でご確認ください。

住宅政策課 ☎22-8141

建物の安全安心に関する事業

■危険ブロック塀等除却支援事業

安全安心な生活環境を確保するため、危険ブロック塀などの除却または建替え費用の一部を補助します。

【対象事業】 次のいずれかに該当する工事

- ①避難路に面し、市で定める基準によって危険ブロック 塀であると判断されたものの解体工事
- ②危険ブロック塀除却後に、県産木材を使用した塀など を設置する建替え工事

【補助対象者】 危険ブロック塀などの所有者 (相続人、管理者などを含む)

【補助金額】 次の①または②のうち、いずれか少ない額 ①対象工事額×3分の2

②危険ブロック塀などの延長 (m) ×8万円×3分の2 (上限20万円、建替えの場合は60万円)



■吹付けアスベスト調査事業補助金

建物のアスベスト含有が疑われる吹付け材について、 分析調査にかかる費用を補助します。

【対象吹付け材】

①吹付けアスベスト

②吹付けロックウール

③吹付けパーライト

④吹付けバーミキュライト (ひる石)

【補助対象者】調査を行う建物の所有者

【補助金額】 アスベスト含有調査に要した額(消費税および地方消費税を除く・上限25万円)

【申込方法】 申請書に分析機関の調査用見積書などを添付し、住宅政策課へ提出してください。

2021年 広報つるが 5月号 2021年 広報つるが 5月号 12